

金融機能の再生のための緊急措置に
関する法律第13条に基づく報告書

平成13年3月23日

輪島信用組合
金融整理管財人

今井 覚

浜田 昭

目 次

	頁
I 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II 業務及び財産の状況について	2
1. 与信業務	2
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	3
(1) 投資有価証券	3
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産等の状況	4
5. 不良債権の状況	4
III 事業譲渡等の見込みについて	5
1. 基本方針	5
(1) 早期譲渡	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	5
(5) 内部管理体制の整備	5
(6) 責任追及体制の確立	5
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	6

I 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成 12 年 12 月 15 日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第 8 条第 1 項第 2 号に基づく、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を金融再生委員会から受けました。金融再生法第 13 条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので以下の通りご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成 12 年 12 月 15 日に選任されてから直ちに開始いたしました。が、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第 18 条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和 5 年 5 月 5 日、地域住民の企業活動と生活の向上を目的として設立されました。営業地域は、輪島市全域とし、店舗は輪島市河井町の本店のみで営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。営業地域での預貸金のシェアは 2 % 程度です。

(2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等業務拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態である漆器業、サービス業を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進むこととなりました。

また、内部牽制機能の形骸化から協同組合による金融事業に関する法律（以下「協金法」という）第 6 条で準用する銀行法第 13 条に反する同一人に対する信用の供与等の限度額を超える貸出が行われた結果、特に大口の貸出が不良債権化したことを主因に、平成 12 年 3 月期決算において当期損益 30 百万円の赤字決算となりました。

さらに、12 年 9 月から実施された北陸財務局の検査により、当組合の自己査定と大きな乖離があることが判明したため、平成 12 年 9 月末基準で自己査定を見直した結果、大幅な債務超過（組合員勘定 89 百万円、要追加償却・引当額 223 百万円、債務超過額 134 百万円）に陥ることが明らかとなりました。

こうした状況の中にあって、当組合では自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

(3)破綻に至った要因

融資審査内容、融資先信用状況調査および債権保全等に不明・不十分な点がみられることや、貸出金の回収・管理も十分とは言えず、また優良取引先確保の努力、債権大口化の抑制など融資資産内容の健全化へのシフト策も有効に講じてきた跡が見られず、貸出金を含めた資産運用面で効果的な経営施策が実現出来なかったことが破綻に至った主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1)資本の状況

当組合は、平成12年3月期決算を6月18日に公表した後、9月に実施された北陸財務局による検査により、当組合と大きな乖離があることが判明したため、平成12年9月末基準で自己査定を見直した結果、223百万円を超える追加引当額が必要となることが判明、134百万円の債務超過に陥ることが明らかとなりました。この見直しにより自己資本比率は3月末の当初発表の5.88%から12年9月末では▲14.97%へと大幅に低下することとなりました。

(2)自己資本回復の断念

当組合の12年3月末現在の出資金総額が55百万円という規模であることを勘案すると、短期間で自己資本を回復できるような多額の出資金を募ることはきわめて困難であります。また当組合の12年3月期の当期利益は▲30百万円であり、現行の利益水準で債務超過を解消するには困難を極めることから、自力再建を断念するに至りました。

この様な状況を踏まえ、信託を回復することは著しく困難であり、預金等の払戻しを停止するおそれがあるとの判断に基づき、平成12年12月15日、金融再生法第68条第1項に基づく申出を行うにいたしました。

II 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である輪島市の漆器製造販売業、サービス業、漁業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出金残高推移>店舗数：1店

(単位百万円、%)

	9年3月期		10年3月期		11年3月期		12年3月期		業界平均 (12年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金 残高	1,525	100	1,479	100	1,359	100	1,285	100	49,091	100
うち中小企業	1,316	86.3	1,238	83.7	1,146	84.4	1,086	84.5	35,525	72.4
うち個人	209	13.7	241	16.3	213	15.6	199	15.5	13,143	26.8
うちその他	—	—	—	—	—	—	—	—	423	0.8

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移>店舗数：1店

(単位百万円、%)

	9年3月期		10年3月期		11年3月期		12年3月期		業界平均 (12年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	2,227	100	2,150	100	2,119	100	2,098	100	69,315	100
うち個人預金	2,199	98.7	2,129	99.0	2,095	98.8	2,041	97.3	54,554	78.7
うち法人預金	24	1.1	19	0.9	22	1.1	55	2.6	12,001	17.3
うちその他	4	0.2	2	0.1	2	0.1	2	0.1	2,760	4.0

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1)投資有価証券

投資有価証券につきましては、株式（190千円）のみの保有となっております。

<投資有価証券残高推移>

(単位百万円)

	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成12年3月末 の評価損益
投資有価証券	0	0	0	—
国債・地方債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
株式	0	0	0	—
その他	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—

(2)商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

(単位百万円)

	土 地				建 物		
	件 数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件 数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用 不動産	1	44	44	—	2	3	3
所 有 不動産	—	—	—	—	1	6	0

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

	平成11年3月期		平成12年3月期		業界平均 (H12年3月)	
	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合
破綻先 債 権	38	2.8%	62	4.9%	1,381	2.8%
延 滞 債 権	—	—%	189	14.7%	2,965	6.0%
3ヵ月以上 延滞債権	388	28.5%	403	31.4%	401	0.8%
貸出条件 緩和債権	—	—%	—	—%	2,328	4.7%
合 計	426	31.3%	655	51.0%	7,075	14.4%

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

	平成12年3月期		業界平均 (H12年3月期)	
	債権 残高	債権の 占める割合	債権 残高	債権の占 める割合
破産更生債権及び これらに準ずる債権	268	19.9%	3,116	6.0%
危険債権	291	21.6%	2,998	5.8%
要管理債権	125	9.3%	2,170	4.2%
正常債権	661	49.1%	43,363	84.0%
合 計	1,346	100.0%	51,647	100.0%

Ⅲ 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1)早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2)優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3)経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4)地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

(5)内部管理体制の整備

内部事務の厳正化および相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6)責任追及体制の確立

金融再生法第18条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、早期に事業譲渡ができるよう努力してまいります。